

議案第114号

伊丹市立障害者福祉センター及び伊丹市立障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により伊丹市立障害者福祉センター及び伊丹市立障害者デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市広畑3丁目1番地

名 称 社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会

代表者 会長 行澤 瞳雄

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月1日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参考)

団体の概要

1 設立日

昭和48年4月11日

2 資産の総額

255, 168, 696円

3 構成員数

役員数 16名（理事14名，監事2名）

職員数 136名

4 目的

伊丹市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。

5 事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉相談事業
- (8) 法外援護資金貸付事業
- (9) 善意銀行に関する事業
- (10) 福祉サービス利用援助事業
- (11) ボランティア活動の振興
- (12) 伊丹市立障害者福祉センターの経営
- (13) 障害福祉サービス事業
- (14) 相談支援事業

- (15) 障害者就労支援事業
- (16) 移動支援事業
- (17) 手話通訳事業
- (18) 緊急通報システム事業
- (19) 伊丹市立地域福祉総合センターの経営
- (20) 伊丹市地域包括支援センター
- (21) 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務
- (22) 家計相談支援事業
- (23) 家計改善支援事業
- (24) 生活支援体制整備事業
- (25) 伊丹市福祉権利擁護センター事業
- (26) 福祉サポート一ポイント事業
- (27) 日本赤十字事業への協力
- (28) 伊丹市民生委員児童委員連合会事業への協力
- (29) その他この法人の目的達成のため必要な事業